

特別支援保育事業審査基準(平成30年選定時)

審査項目	審査基準	個別審査基準	審査	配点
1 地域性	(1) 地域において特別保育の需要が多く、対象児童数の増加が見られること。	① 施設が所在する地区(以下「地区」という。)における、利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が1%未満である。	A ①に該当する。	20点
		② 地区における、利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が1%以上1.5%未満である。	B ②に該当する。	16点
		③ 地区における、利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が1.5%以上2%未満である。	C ③に該当する。	12点
		④ 地区における、利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が2%以上2.5%未満である。	D ④に該当する。	10点
		⑤ 地区における、利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が2.5%以上3%未満である。	E ⑤に該当する。	8点
		⑥ 地区における、利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が3%以上3.5%未満である。	F ⑥に該当する。	4点
		⑦ 地区における、利用定員に占める特別支援保育利用定員の割合が3.5%以上である。	G ⑦に該当する。	0点
	(2) 地域において必要な需要があるにもかかわらず、特別保育を実施している保育所数が不足していること。	① 地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が25%未満である。	A ①に該当する。	20点
		② 地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が25%以上35%未満である。	B ②に該当する。	16点
		③ 地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が35%以上45%未満である。	C ③に該当する。	12点
		④ 地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が45%以上55%未満である。	D ④に該当する。	10点
		⑤ 地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が55%以上65%未満である。	E ⑤に該当する。	8点
		⑥ 地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が65%以上75%未満である。	F ⑥に該当する。	4点
		⑦ 地区における、保育所及び認定こども園の数に占める特別支援保育実施施設数の割合が75%以上である。	G ⑦に該当する。	0点
2 施設等整備状況	(1) 特別保育を実施するための施設整備がなされていること。	① 玄関(玄関前を含む)に段差がない又はスロープが設置されている。	A ①～④のすべてに該当する。	10点
		② 各室の出入口に段差がない。	B ①～④のうち3つに該当する。	8点
		③ 多目的トイレが設けられている。	C ①～④のうち2つに該当する。	6点
		④ 特別支援保育児童の個別指導を目的とした部屋が設けられている。	D ①～④のうち1つに該当する。	4点
			E ①～④のいずれにも該当しない。	0点
	(2) 特別保育を実施するために必要な研修など、人的保育体制の向上が図られていること。	① 特別支援保育に関する研修をすでに受講し、研修内容を保育に生かしている。	A ①に該当する。	10点
		② 特別支援保育に関する研修をすでに受講しているが、研修内容を保育に十分生かしていない。	B ②に該当する。	5点
		③ 特別支援保育に関する研修を受講していないが、事業開始までに受講する予定である。	C ③に該当する。	2点
	④ 特別支援保育に関する研修を受講してなく、受講する予定もない。	D ④に該当する。	0点	
3 保育内容	特別保育事業を実施するに当たり、適切な保育内容に配慮し、積極的な取組がなされていること。	① 適切な保育内容に配慮されており、積極的な取組がある。	A ①に該当する。	10点
		② 適切な保育内容に配慮されている。	B ②に該当する。	5点
		③ 適切な保育内容に配慮されているが、やや積極性に欠ける。	C ③に該当する。	3点
		④ 児童、保護者への対応に不適切な部分がある。	D ④に該当する。	0点
		⑤ 前年度施設型給付費等に係る療育支援加算が認定されている。	E (加算) ⑤に該当する。	+5点
4 法人評価	過去3年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。	① 法人が運営する保育所及び認定こども園について、文書又は口頭による指摘事項がない。	A ①に該当する。	10点
		② 法人が運営する保育所及び認定こども園について、口頭による指摘事項があるが、改善されている。	B ②に該当する。	5点
		③ 法人が運営する保育所及び認定こども園について、文書又は口頭による指摘事項はあるが、改善されている。	C ③に該当する。	3点
		④ 法人が運営する保育所及び認定こども園に関する指摘事項について、改善の目途が立っていない。	D ④に該当する。	0点